

青空のもと、満開を迎えた菜の花畑では、
子どもたちの明るい声が聞こえてきます。
いよいよ初夏の始まりです。

今月の記事

- ▶ 町長直筆新コーナー 『しろくまつうしん』第13号
- ▶ 農業委員会だより
- ▶ 広報伝言板



町LINE
友だち追加



町の観光情報

しろくま

しろくま町長

第13号



© @ butabulo

春らしくなり、新緑がキレイな季節になりました。宇木の古代桜、そして町中で見られる桃やりんごの花もきれいでしたね。

桜が散ったとおもったら、暑くなったり寒くなったり、目まぐるしく変わり、ちょうど良い日が少ない気がします。霜注意報も多く、農家さんは大変ですね。心配です。

志賀草津高原ルート開通！

先日志賀草津高原ルートが半年ぶりに開通しました。開通当日は、長野県群馬県関係者、草津町長とも渋峠でお会いすることができました。

草津町は観光客数が370万人に達して、過去最高だそうです。しかも9割ぐらい日本人観光客だそうです。

草津町長は、「若者や女性に好まれる観光地を目指している」と公言されており、湯畑の周辺整備や駐車場の整備などを進めてきたことが、成果として表れているようです。観光地として、我々も今ま

で以上に頑張らないといけないと思います。

山ノ内町の皆さんも、志賀草津高原ルートをドライブして草津に遊びにでかけてください。他の観光地から学ぶことは多いと思います。

観光局 正式始動

山ノ内まちづくり観光局が正式稼働しました。

役場内の人事異動に伴い、新しい事務局長が就任し、町の経済活性化を牽引する商社としての役割を期待する観光局が正式に動き出しました。

観光客が来町した際に、良い体験をして、「また来てみたい！」と思ってもらえる事が、観光地としては重要だと思っております。数年かけて観光地としての国内外からの観光のお客様の受入れ体制整備をしていく予定です。湯田中駅周辺や道の駅、ロマン美術館周辺など、ハブとなる場所を

重点的に整備していきたいと思っています。その他にも、町の特産物の開拓、開発、PR、ふるさと納税関連、空き家対策、住宅対策など、新しい「まちづくり」観光局として、さまざまな活動を展開する予定です。

フランスのサン・ジェルヴェ・レ・バン市との姉妹都市提携

山ノ内町は、中国密雲区、アメリカバイル町と国際友好都市提携を結んでいます。新たにフランスのサン・ジェルヴェ・レ・バン市（以下サン・ジェルヴェ市）とも連携をすべく、準備に入っています。

竹内教育長経由でフランス在リヨン領事館事務所からの紹介もあり、サン・ジェルヴェ市長が昨年度獄谷野猿公苑にプライベートで観光に来たことがあったことから、ほとんど拍子で関係構築が進んでいます。ちなみに、市名についているレ・バンは温泉（お風呂）という意味だそうです。サン・ジェルヴェ市にはケーキの名前でも有名なモンブラン（標高4809m）があります。古くからモンブランの登山口として栄え、登



▲左から尾形氏（在リヨン領事館事務所長）、ファブリス・パンヌクック氏（オーヴェルニュ・ローヌアルプ州副議長）、ジャン＝マルク・ペイレク／サン・ジェルヴェ市長、平澤町長、湯本議長

山電車もあり、温泉の療養地でもあり、すぐ隣にはシャモニーやメジエーヴという有名なスキー場があり、僕も現役選手時代はよく訪れていたエリアです。温泉は皮膚疾患に良く、フランスでは湯治に対して医療保険も出るそうです。子どもたちの交流を前提とした話では、サン・ジェルヴェ市ではこども議会を長年開催しており、山ノ内町の小学生との交流に対してもとても前向きです。両自治体の子どもたちが早い時期に国際感覚を身に付けるためにも、これからの取り組みがとても楽しみです。これから文化・子ども達・観光・スキー産業・温泉などを中心に国際交流をしていきたいと思っています。

青年等就農計画 認定書交付式

4月17日、青年等就農計画（認定新規就農者）の認定書交付式が行われ、田畑歩さん、李国霞さんが町で22番目の認定新規就農者として認定されました。

夫の田畑さんは東京出身、妻の李さんは中国出身で令和3年4月に夫婦で地域おこし協力隊員として移住され3年間、町の農業振興に携わる期間を経て、令和6年4月1日より新規参入として、りんでもも、ぶどうの栽培を開始しています。



▶交付式の様子
右から田畑さん、李さん

山ノ内町ファミリー・サポート・センター事業の開始

会員募集中!

町では、子育て施策の充実のため、令和6年5月からファミリー・サポート・センター事業を開始すると共に、会員を募集しています。

ファミリー・サポート・センター事業とは

児童の預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と、援助を行いたい方（提供会員）、どちらも行いたい方（両方会員）からなる相互援助活動を行う会員組織で、会員から援助依頼があった際に、町が会員相互のマッチングを行います。

会員の条件

依頼会員

町内に住所又は勤務先を有する、育児の援助を必要とする生後6か月以上から小学校6年生までの児童を養育する者

提供会員

町内に住所を有し、心身ともに健康で援助活動に理解と意欲を有する20歳以上の者

両方会員

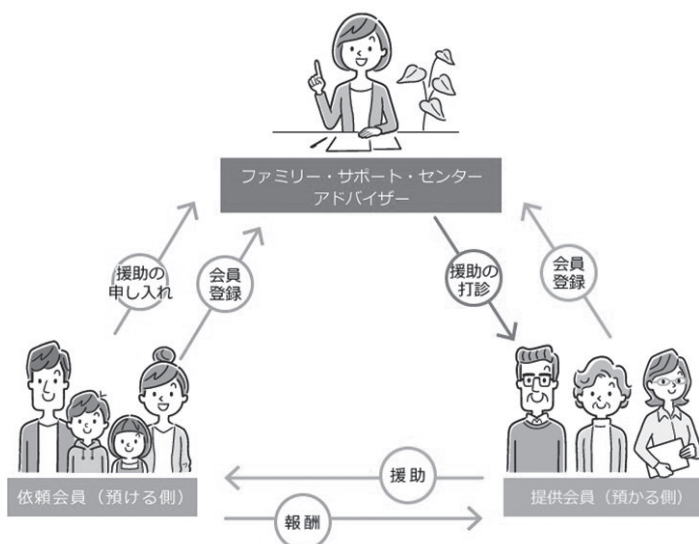
依頼会員と提供会員のいずれにも該当する者

対象となる児童

生後6か月以上から小学校6年生まで

相互援助活動の内容

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の保育開始前または保育終了後の対象児童の預かり
- ・ 保育施設等が休みの場合の対象児童の預かり
- ・ 保育施設等までの対象児童の送迎
- ・ 学校の放課後の対象児童の預かり
- ・ 仕事、疾病、冠婚葬祭、通院、学校行事及び買い物等の際の対象児童の預かり
- ・ 前各号に掲げるもののほか、会員の子育てに関し必要な援助



実施場所

原則、提供会員の自宅又は子育て支援センター「ゆめっこ」

その他

- ・ 相互援助活動中の事故等に伴う賠償保険については、町が費用負担します。
- ・ 送迎中の事故及び損害は会員自身で加入する自動車保険にて対応していただきます。
- ・ 提供会員は所定の講習を受講していただきます。

報酬

児童の年齢や預かる時間帯に応じて、1時間当たり600円から800円を依頼会員が提供会員に直接支払います。

応募期限

依頼会員：随時 提供会員：令和6年10月31日（木）
教育委員会こども未来課保育・幼児教育係まで入会申込書等をご提出ください。

多くの方のご応募をお待ちしております。



町公式ホームページ

問 こども未来課 保育・幼児教育係 ☎ 33-1102

移住定住推進事業のミッション（使命）は、移住希望者を増やしサポートするのはもちろん、町の産業の後継者として、町内の若者の定住や町を離れている若者のＵターンをサポートし増やしていくことも重要です。

業務で移住の相談や定住のための補助金に関する相談を多く受けますが、その際に次のような話をよく耳にします。



- ・都会のマンションでの子育てに窮屈さを感じた
- ・同級生が結婚して町に戻って暮らしていると聞き帰省時に広い家と庭を見せてもらった
- ・家を新築するにも建築コストが高いので中古住宅のリノベーションに変更
- ・土地が都会に比べて安いので、その資金を家の設備に回せる
- ・会社がテレワーク契約も選べるので子育てしやすい住環境を選びたい
- ・都会を経験したことで実家に近いところで子育てすることがいかに楽か身に染みて分かった
- ・長野市方面に通勤しているが温泉や自然がある町はベッドタウンとしても魅力的

皆さんの抱える事情は様々ですが、山ノ内町に暮らすことをポジティブに考える方が増えてきているように感じます。でも転職してすぐや移住者は住宅ローンの与信枠が限られたり、いきなりあまり知らない土地の不動産を購入するのもためらいますよね。

山ノ内町は若者を対象とした住宅に関する補助金が充実していて、特長的な点として賃貸住宅の家賃補助から持ち家の取得や改修の補助に切り替えられることも見逃せません。

まずは賃貸住宅に住んで情報を集めたり、仕事を軌道に乗せるのも大切です。早く町に住みたくて土地や空き家を探しているのに全然見つからないというお声も多く聞きます。補助金を組み合わせて安心して定住してください。

住宅補助金の組み合わせパターン例

親元へのＵターン等

結婚を機に故郷に戻り、賃貸アパートを借りて家賃の補助金を受けつつ、数年後に実家の一部を譲り受けて増改築を行う場合、次の組み合わせで受給できる可能性があります。



「若者定住促進家賃補助金」
(最大 27,000 円／月× 36 ヶ月)

プラス



「若者定住促進マイホーム取得等補助金」
(最大 50 万～最大 150 万円)

Ｉターン移住等

町のことがまだわからないのでいったん町内の賃貸住宅を借り、その間に気に入った地域の空き家を探して改修して定住する場合、次の組み合わせで受給できる可能性があります。

「移住促進家賃補助金」
(最大 27,000 円／月× 36 ヶ月)

プラス



「空き家改修等事業補助金」
(最大 80 万円)



町の補助金一覧

19 ページの「町補助金一覧」を参考に、町外に住むご家族にもぜひお知らせください。
詳しくはホームページをご覧ください。

ふるさと寄附金

～ぜひ町外のご親戚・ご友人にご紹介ください～

いつもたくさんの方の応援
ありがとうございます。
今後もより多くの皆さまに
応援していただき、発信
していきます。寄附金
は有効に活用させていただきます。
ご寄附いただいた方には感謝の気持ち
を込めて、町の特産品
や農産物などのお礼の
品をお送りします。

寄附金

6,561件
総額 373,254,000円
(令和5年4月～令和6年3月末)

ふるさと寄附金

「“オウ”のふるさと応援貨」

4月に寄附をいただいた方(敬称略)

141件総額 21,140,000円

杉山	丸山	千葉	新妻	高橋	小栗	小川	朴	木原	山田	平野	赤塚	飯田	土肥	横川	則松	林	黒松	高須	二位	渡辺	増田	村本	福喜多
薫	隆之	泰子	靖彰	亨仁	浩揮	智子	永泰	康裕	宗季	陽介	年計	勇一	由莉	博文	康郎	真二	俊基	裕司	晴子	裕紀	愛	理香	耕史

了承を得た方のみ掲載しています。
大切に使用させていただきます。
ありがとうございました。

ふるさと納税の使い道

- 1 ふるさとに錦を飾る応援貨(町におまかせ) 2,756件
- 2 志賀高原ユネスコエコパーク応援貨(環境・自然保護) 2,003件
- 3 ふるさとの新孝行応援貨(福祉・健康) 284件
- 4 夢・ワンパクこども応援貨(子育て・教育) 1,520件

ふるさと納税

ご好評
返礼品

- 山ノ内町内宿泊補助券
- 玉村本店志賀高原ビール
- 志賀高原スキー場共通リフト券
- JAながの志賀高原支所フルーツ(りんごなど)



返礼品提供事業者、
旅先納税加盟店
随時募集中!

【山ノ内町ふるさと納税掲載ポータルサイト】

ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、
JREMALLふるさと納税から寄附ができます。
マイナビふるさと納税が6月頃スタート予定です。

山ノ内町公式HP



旅先納税



災害支援代理寄附について

山ノ内町では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の災害支援寄附金の受付を令和6年1月12日から3月31日まで行いました。

災害支援寄附総額は767,000円(53件)になりました。
今もなお、被災地で避難生活を余儀なくされている方が多数いらっしゃいます。
一日でも早い被災地の復興を心よりお祈りいたします。多くの方のご支援に感謝申し上げます。



▲4/25にお届けしてきました

野生鳥獣対策について

ツキノワグマによる人身事故の 未然防止のために

- 生ゴミや収穫残^{せんとく}渣などクマの餌になりそうなものを畑や庭に放置しない
- 田畑は電気柵などで囲って守る
- 山へ出かけるときは、クマ避け鈴やラジオなど音の出るものを持っていく



山菜採りやハイキングなど入山の機会が多くなると、クマと遭遇する可能性が高くなります。夏にかけては畑に食物が実り始めるため、クマが里山に降りてくる頻度が増えてきます。クマによる被害を防止するため、次の点に十分注意して行動しましょう。

- 放棄されたクリやカキの木は伐採するか、きちんと剪定・収穫をする
- ひとりで山に入らない
- 薄暗い時間の行動は控える
- 藪や茂みの刈り払いをして、田畑周辺の見通しを確保する
- 子グマを見かけたら、その場を静かに立ち去る

サル出没注意！

サルによる人家侵入被害が多発しています。サルが出没する地域では、窓や玄関の鍵をかけて侵入を防いでください。サルを住宅地で見かけた場合は、周辺の方と複数人でその場で追い払いをしてください。追い払い用の爆竹などは耕地林務係にて配布しています。

エサ場と隠れ場を減らそう！

カキやクリなどは収穫しないで放置しておくとうるまに鳥獣を寄せ付けるエサとなってしまいます。また、耕作放棄地の茂みは鳥獣にとって安全な移動路となります。集落の中からエサ場と隠れ場を除去して被害を減らしましょう。

団体が集落の鳥獣被害対策として、藪や茂みの刈払いや放任果樹の伐採などをしたとき、その費用の一部を補助します。（上限5万円）積極的に活用してください！

電気柵について

電気柵は電気事業法で定められた方法で正しく設置しましょう。無許可で敷地外に設置することはトラブルの原因になりますので、絶対にやめてください。また、効果を持続させるためには、日頃のメンテナンスが肝心です。電気柵の設置・管理については町HPを参考にしてください。

電気柵を見つけたときは、危険ですので必要以上に近寄らず、むやみに触らないでください。



電気柵設置・管理について
（町HP）



ツキノワグマによる
人身被害を防ぐため
（長野県HP）

ゼロ これは簡単！ マイ★カーボン vol. 2

※サステナブルなファッションを！



○日本の衣類廃棄量は年間約 100 万トン。1 人あたりなんと 26 枚。洗濯表示を確認する、適切にケアする、先のことを考えて買うなど、気に入った 1 枚を長く大切に着ることもサステナブルな付き合い方です。

⇒年間の CO₂ 削減量 **194kg/人**
(衣類の購入量を 1/4 程度にした場合)

○世界的に洋服の廃棄問題は深刻で、様々なブランドが環境に配慮した素材や方法で洋服を製造しています。

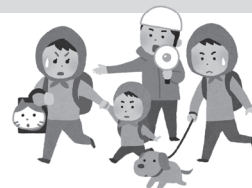
購入時にリサイクル・リユースなど環境に配慮した素材や製造過程なども確認してみましょう。

⇒年間の CO₂ 削減量 **29kg/人**
(1 年間に購入する服の 10% (1.8 枚) をリサイクル素材を使った服にした場合)

※サステナブル…「持続可能な」「続けていける」

引用：環境省HP カーボンアクション30

動物の正しい飼い方普及月間



6 月は「動物の正しい飼い方普及月間」です。

今年のテーマは「災害発生。あなたとペットはどうする。」です。災害があったとき、ペットとどう行動するか考えたことはありますか？もしものときのために、平時から災害への備えをしておきましょう。

災害時での対応

災害が起きた時に最初に行うことは、飼い主自身や家族の安全確保が大切ですが、ペットの安全確保についても普段から考え備えておく必要があります。

○日頃からの備え

- ・十分な水や食料や常備薬等の用意
- ・避難所や避難ルートを確認しておくなど、いざという時に慌てないように、ペットに基本的なしつけをしておき、避難するときはペットと一緒に避難できるよう、日頃からキャリーバックやゲージに入れることなどに慣れさせておくことも必要です。

○避難所での対応

- ・避難所においては、自治体の指示に従い、ルールを遵守しましょう。健康管理や基本的なトレーニングが出来ていないと、他の避難者に迷惑をかけることになります。また、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいるので特別な配慮が求められ
- ・避難や避難生活はペットに大きなストレスとなる可能性があるため、ペットの行動も考え十分な準備をすることが重要です。

これは決して特別なことではなく、普段からペットの基本的なしつけや健康管理をしたり、ペットを様々な環境に慣らしたりしておくことが災害時の備えの基本になります。この月間中にもう一度、我が家のペットの飼い方について考え、災害が起きた時にペットとどう行動するか、家族で話し合いをしてみたいでしょうか。

動物の飼い方について困ったこと、わからないことなどがありましたら、北信保健所食品・生活衛生課までお問い合わせください。

問 北信保健所 食品・生活衛生課 ☎ 0269-62-6035
住民税務課 住民環境係 ☎ 33-3118

4月23日に平和観音までお花見散歩に行ってきました。春の風が心地よく、花壇や畑の花を眺めながら歩きました。

観音さまでは桜の花も待っていてくれて、花びらが舞い散る中でおやつをいただきました。



○7月の予定

2日(火)	おもちゃの修理屋さん
3日(水)	やまびよカラーズコンサート
11日(木)	びよっこクラブ保健・栄養相談
18日(木)	プール開き
23日(火)～26(金)	七夕制作
30日(火)～8月2日(金)	
26日(金)	たんじょう会

6日(木)
集合
9:45～

びよっこクラブ保健・栄養相談

保健師・栄養士による身体測定・育児相談
持ち物: 母子手帳、タオル、飲み物、子どもノート
など

★4日(火)までに予約をお願いします。

14日(金)
集合
10:15
開始
10:30

A Iさんの親子ダンス

★前日までに予約をお願いします。

25日(火)
10:30～
11:30

おしゃべりサロン

※入室・退室は自由です。(予約不要)

28日(金)
集合
10:15
開始
10:30

6月生まれのおたんじょう会

誕生月に来られない場合でも、都合のつく日に参加できます。
★誕生者は前日までに予約をお願いします。

☎ 子育て支援センターゆめっこ ☎ 33-4778

みんなで楽しく! いきいきふれんど

週末を有意義に楽しく過ごしてもらえるように、市内の小学生の親子を対象に「いきいきふれんど」を開催しています。季節に合わせた工作、郷土に伝わる料理やお菓子作りなどを楽しんでいます。

参加申し込みについては、小学校を通じて配布されるチラシをご覧ください。



令和5年度 おやこの食育

令和5年度 縄文体験(弓矢)



令和6年度の主な予定(変更となる場合があります)

○6月～9月

こけ玉作り、よもぎの薄焼き、風鈴絵付け、おやき作り、ラムネ菓子作り、砂絵、お月見ごはん、紙すき体験

○10月～3月

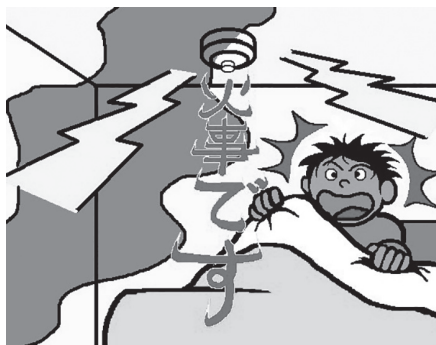
おやこの食育、松ぼっくり工作、グラスデコでアート、グラデーションキャンドル、クリスマスの飾り、お正月飾り、書初め教室、やしょうま作り、プラバンアクセサリー

☎ 生涯学習課 文化創造推進係 ☎ 38-0373

取り付けましょう住宅用火災警報器

平成30年4月から令和2年3月までの3年間における全国の調査において、住宅用火災警報器が設置されていた住宅の火災は、設置していない住宅に比べ、死者数と焼損床面積は半減、損害額は約4割減との結果が出ており、その有効性が認められています。（総務省消防庁調べ）

山ノ内消防署では、住宅用火災警報器の設置率を向上させ、火災の減災を目指しています。設置にあたり下記Q&Aを参考にしてください。



Q1 住宅用火災警報器って何？

火災による熱や煙を早期に感知し、音や音声により警報を発して火災の発生をいち早く知らせしてくれる警報器です。

長野県は全国の設定率の平均に比べ低いのが現状です。

Q2 なぜ設置しなければならないの？

平成20年6月1日より、すべての住宅への設置が消防法により義務化されています。

火災は「早期発見、早期避難」が重要になり、手助けをしてくれるのが住宅用火災警報器です。住宅火災による死因の約5割が「逃げ遅れ」によるものです。自身やご家族の命、またその家に残る大切な思い出を守るため、住宅用火災警報器の設置をおすすめします。

Q3 どこに売っているの？

電気店やホームセンターなどで購入できます。

※消防署では一切販売しておりません。

また連動型住宅用火災警報器など付加的な機能を併せ持つ警報器を推奨していますのでご検討ください。

○火災を感知した住宅用火災警報器だけではなく、他の部屋に設置された、全ての住宅用火災警報器が警報を発します。

なお、価格などの詳細は、山ノ内消防署へお問い合わせください。



提供 一般社団法人 日本火災報知器工業会

Q4 どこに設置するの？

寝室と寝室がある階の階段上部に設置することが義務付けられています。（階段の登り口は除く）

また、義務ではありませんが、台所やすべての居室に取り付けをおすすめします。

Q5 交換は必要なの？

交換目安は10年です。電池が切れると警報器がなったり、作動しなくなりますので定期的に動作確認を行ってください。



ぜひご活用ください！

高齢者等への住宅火災警報器購入補助金制度

町では、高齢者等を対象に、住宅用火災警報器の購入に対して補助金を給付しています。この制度を活用し住宅用火災警報器を設置しましょう。また、10年以上が経過した物や、故障した物の取り替えも補助金の対象となります。

さいごに

住宅への設置が義務化された住宅用火災警報器、まだ設置されていない皆様は、「火災から命を守る切り札」である住宅用火災警報器の早期設置をご検討ください。

令和 6 年度税制改正のお知らせ

地方税法が令和 6 年 3 月 30 日に一部改正され、4 月 1 日から施行されたため、町の税条例も改正しました。主な改正内容等をご紹介します。

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和 6 年度税制改正において、令和 6 年度分の所得税及び令和 6 年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

○減税額

本人、配偶者を含む扶養親族 1 人につき、1 万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

例) 控除対象配偶者および扶養親族 2 人の場合

定額減税額 = 1 万円 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族 (2 人)) = 4 万円

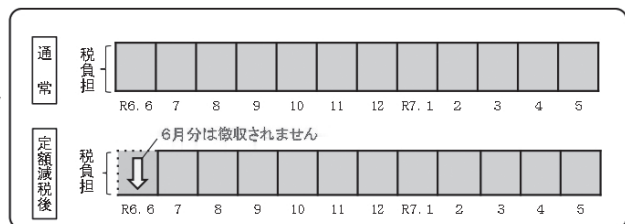
○対象となる方

令和 6 年度の個人町民税所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下 (給与収入 2,000 万円以下に相当) の方が対象となります。

○徴収方法

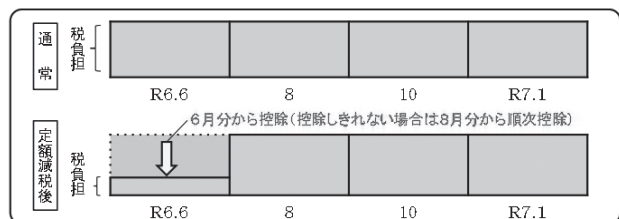
①給与所得に係る特別徴収 (給与所得者の方)

⇒令和 6 年 6 月分は徴収されず、定額減税 " 後 " の税額が令和 6 年 7 月分～令和 7 年 5 月分の 11 か月で均されます。



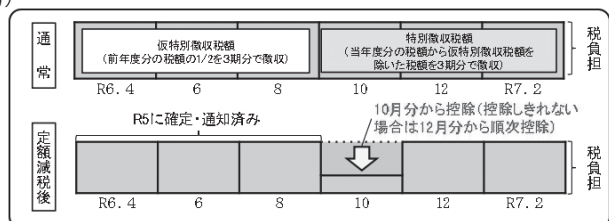
②普通徴収 (事業所得者等の方)

⇒定額減税 " 前 " の税額をもとに算出された第 1 期分 (令和 6 年 6 月分) の税額から控除され、控除しきれない場合は、第 2 期分 (令和 6 年 8 月分) 以降の税額から順次控除されます。



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収 (年金所得者の方)

⇒定額減税 " 前 " の税額をもとに算出された令和 6 年 10 月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和 6 年 12 月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



国民健康保険税

【課税限度額の見直し】

	基礎課税分（医療分）	後期高齢者支援金分	介護納付金分
改正前	6 5 万円	2 2 万円	1 7 万円
改正後	6 5 万円	2 4 万円	1 7 万円

【低所得者の負担軽減措置の見直し】

軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額が変わります。

5割軽減：2 9 万 5 千円（現行 2 9 万円）

2割軽減：5 4 万 5 千円（現行 5 3 万 5 千円）

【山ノ内町国民健康保険税が変わります】

長野県国民健康保険運営協議会では、令和 9 年度までに国民健康保険税の資産割を廃止する方針が示され、当町においても令和 6 年 4 月 1 日から資産割を廃止し、あわせて所得割、均等割及び平均割の見直しを行いました。

内容については、下表のとおりです。詳細は 6 月中旬に送付します国民健康保険納税通知書をご確認ください。

項 目		現 行	改定後
医 療 給 付 費 用 分 （ 医 療 分 ）	所得割	4. 8 0 %	4. 4 0 %
	資産割	1 5. 5 0 %	—
	均等割	2 3, 0 0 0 円	2 1, 2 0 0 円
	平均割	2 1, 4 0 0 円	1 9, 7 0 0 円
後 期 高 齢 者 支 援 金 分 （ 支 援 分 ）	所得割	2. 1 0 %	1. 8 0 %
	資産割	7. 5 0 %	—
	均等割	1 0, 0 0 0 円	8, 7 0 0 円
	平均割	8, 2 0 0 円	7, 6 0 0 円
介 護 給 付 分 （ 介 護 分 ）	所得割	1. 7 0 %	1. 4 0 %
	資産割	6. 5 0 %	—
	均等割	1 1, 8 0 0 円	9, 1 0 0 円
	平均割	6, 4 0 0 円	6, 0 0 0 円

自動車税種別割についてのお知らせ



令和6年度自動車税
種別割の納期限は
5/31（金）です！

長野県では、毎年4月1日現在長野運輸支局に登録されている自動車（軽自動車を除く）の所有者（割賦販売の場合などは使用者）の方へ5月上旬に自動車税種別割納税通知書をお送りしています。納税通知書が届きましたら、納期限までに納付をしてください。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、県税事務所窓口の他、スマホやクレジットカードによる納付もできます。詳しくは、納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。インターネットから【長野県税 納付方法】でご検索ください。

☆障害者手帳をお持ちの方へ

障害者手帳をお持ちの方で、一定の要件（障がい等級・使用用途・所有名義）に該当する場合は、申請により自動車税の減免を受けられます。ご不明な点は下記へお問い合わせください。

☎総合県税事務所北信事務所 ☎ 0269-23-0204

介護保険料が変わります

介護保険制度の改定に伴い、「第9期介護保険事業計画」（R6～8）より下記のとおり、介護保険料が変更となります。（65歳以上の方の保険料）



所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の方	0.455 (0.285)	2,503円 (1,568円)	30,030円 (18,810円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.685 (0.485)	3,768円 (2,668円)	45,210円 (32,210円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える方	0.690 (0.685)	3,795円 (3,768円)	45,540円 (45,210円)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	0.900	4,950円	59,400円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる方で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える方	1.000	5,500円	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	6,600円	79,200円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	7,150円	85,800円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	8,250円	99,000円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	9,350円	112,200円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	10,450円	125,400円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	11,550円	138,600円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	12,650円	151,800円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	13,200円	158,400円

※（ ）内は保険料軽減を強化した減免賦課の保険料となります。

☎健康福祉課 介護保険係 ☎ 33-8411

後期高齢者医療制度のお知らせです

令和6・7年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。
長野県における令和6・7年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。
お一人おひとりの保険料額は6月下旬に決定し、7月以降に決定通知書によりお知らせします。
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

	令和4・5年度	令和6・7年度	備 考
均等割額	40,907円	44,365円	
所得割率	8.43%	9.45%	令和6年度は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合は8.56%
賦課限度額	66万円	80万円	令和6年度は、昭和24年3月31日以前に生まれた方、障害認定の方は73万円

$$\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 44,365\text{円} \end{array} + (\text{所得} - 43\text{万円}) \times \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ 9.45\% \\ \text{または} \\ 8.56\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{限度額は80万円または73万円} \end{array}$$

問 健康福祉課 医療保険係 ☎ 33-3116

6月1日から10日は、電波利用環境保護周知啓発強化期間

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です。電波を利用するときは、必ずルールを守りましょう。

【電波の3つのルール】

- 1 無線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を
- 2 外国規格の無線機器にはご注意ください
- 3 電波の利用には、原則免許が必要です

守ろう！

電波のルール



【問い合わせ先】信越総合通信局

★不法無線局に関する事 監視調査課 (電話：026-234-9976)

★放送の受信障害に関する事 受信障害対策官 (電話：026-234-9991)



AC NAGANO PARCEIRO 2024

本気のホームタウンデー

山ノ内町

山ノ内町在住の方
無料招待!

6.8(土)18:00 kick off
vs Y.S.C.C.横浜 @長野Vスタジアム



ホームスタジアムでパルセイロを応援しよう

ホームタウンパートナーとして応援しているAC長野パルセイロから町民の方へ、長野Vスタジアムで6月8日に行われる【本気のホームタウンデー山ノ内町 AC長野パルセイロ対Y.S.C.C.横浜戦】への無料で招待されました。

この機会にホームスタジアムで選手たちに熱い声援を送りましょう。

※先の対北海道コンサドーレ札幌の試合結果によっては上記試合が延期になる場合があります。

お申し込み方法

○JリーグIDをお持ちの場合

QRコードを読み込み、ページ下部の案内に従ってJリーグIDへログインのうえ、アンケートへご回答ください。

○JリーグIDをお持ちでない場合

QRコードを読み込み、リンクページや確認メールの案内に従って、JリーグID登録のうえ、アンケートへご回答ください。



【申し込み先】

広報やまのうちに広告を掲載しませんか

有料広告募集中!

申込方法、料金等については
町ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

☎総務課企画係 ☎ 33-3111



「襖」「障子」「網戸」

〈見積り無料〉

お気軽にご連絡ください!

壁・床の傷み汚れ、お部屋の模様替えなどご相談ください!

(有)本間室内美装

TEL: 0269-33-2702 FAX: 0269-33-8556

〒381-0401 下高井郡山ノ内町大字平穂 2842

司法書士青木事務所

〒381-0401 山ノ内町大字平穂3246-1
エンゼルリゾート志賀高原410
電話: 0269-33-1950 FAX: 0269-33-1951
E-Mail: h-aoki@aoki-jimusho.net

～取扱業務～

相続・不動産取引・会社・簡裁民事訴訟
・財産管理・後見
(秘密厳守・初回相談無料)

広告

処方せん受付 コトブキヤ薬局

開局時間 AM 8:30 ~ PM 6:00

(土曜日は PM 4:00 まで)

FAX 0269-33-2668 TEL 33-2254

よませコトブキヤ薬局

開局時間 AM 9:00 ~ PM 6:00

(土曜日は PM 2:00 まで)

FAX 0269-33-2668 TEL 33-2254

かかりつけ薬局をつくりましょう



My New Yamanouchi Stories

故郷で再発見！Vol.1 〈地域おこし協力隊 新井彩香〉

山ノ内町出身の新井と申します。10年ぶりに故郷へ帰ってきました。自分を育ててくれたこの町に愛着があり、いつかは「山ノ内町に戻りたい！」と考えていたので実現することができ、嬉しく思います。

町の観光産業を学びたいと考えていたところ、観光局設立の話と業務に携われる選択肢として地域おこし協力隊があることを知りました。

前職は高速道路会社のコンシェルジュとして、観光案内を行っておりました。そこで得た知見を観光局が運営する「山ノ内町インフォメーションセンター」でも活かしていきたいと思います。同センターでは、国際交流員のメンキンさんらと共に観光案内・荷物の預かりなどを行っています。お客様との会話のなかで〈町に求めていることは何か〉リアルな声をきくことができ、多くの学びと発見があります。

3月中、外国のお客様からはスノーモンキー以外に「レンタルしてスキーを楽しめる場所」を多く聞かれる一方で国内のお客さまからは「日帰り温泉」を聞かれます。そして、国内外共通で多い問い合わせは「食事を楽しめる場所」でした。旅をして食を楽しみたいのは万国共通ですね。

このため観光局では、湯田中駅舎にて地ビール・コーヒー・地元のりんごジュースやパン・お饅頭などを販売する「エキナカ山ノ内」をオープンしました。私はこのプロジェクトにも中心的に関わっており、山ノ内町の「おいしい」を発信できる場として湯田中駅前を盛り上げていきたいです。「町民割」もありますのでぜひお立ち寄りください！



▲湯田中駅構内に新たにオープンした「エキナカ山ノ内」

健康メモ

5月31日は世界禁煙 Day
5月31日～6月6日は禁煙週間

禁煙にチャレンジしませんか？

STEP 1 【ニコチン依存度チェック】FTND 指数

質問	答え			
	0点	1点	2点	3点
① 朝、目が覚めてから何分後ぐらいでたばこを吸いますか？	61分後以降	31～60分	6～30分	5分以内
② 喫煙できない場所（たとえば図書館、映画館など）で喫煙をガマンするのが難しいと感じていますか？	いいえ	はい	—	—
③ 1日の中でどの時間帯のたばこをやめるのに最も未練を感じますか？	目覚めの1本以外	目覚めの1本	—	—
④ 1日、何本のたばこを吸いますか？	10本以下	11～20本	21～30本	31本以上
⑤ 目覚めてから2～3時間以内に吸う本数のほうが、それ以降に吸う本数よりも多いですか？	いいえ	はい	—	—
⑥ 病気で1日寝ているようなときでもたばこを吸いますか？	いいえ	はい	—	—

上記質問①から⑥の回答の合計点数を計算し、下記の表に当てはめます。

点数	0～3点	4～6点	7～10点
ニコチン依存度	低い	中程度	高い

STEP 2 【とにかく72時間（3日間）の禁煙からスタート】

ニコチンは72時間（3日間）で体内から完全に抜けると言われています。

- 20分後…血圧・脈拍が正常になる
- 8時間後…運動能力が改善（一酸化炭素レベルが正常域に達する）
- 48時間後…嗅覚・味覚の回復（食事がおいしい）
- 72時間後…気管支の収縮がとれて呼吸が楽になる



健康福祉課 健康づくり支援係 ☎33-3116

いきいき健康増進プランやまのうち(第三次) を策定しました

★いきいき健康増進プラン（健康増進計画）とは

町民の皆さんの健康増進を図るための指針となる計画です。

★計画改定の趣旨

国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」の全面改正を受け、当町の健康増進計画「いきいき健康増進プランやまのうち」を改正しました。

少子高齢化が進む中で、引き続き生活習慣病の発症・重症化予防を重点に、妊娠中から高齢期までの生涯を経時的に捉えた健康づくり（ライフコースアプローチ）の視点で、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進し、すべての住民が健やかに生活できる社会の実現を目指します。

★計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和17年度（2035年度）の12年間。
6年後（2029年）を目途に中間評価を行います。



【山ノ内町の概況と特性（R3年度）】

人口		総人口 11,958 人 高齢化率 40.6% …国（29.3%）や長野県（31.6%）を大幅に上回る。
死亡		死亡原因の1位は「がん」（全死亡に占める割合 32.2%）
介護		介護認定率 19.1% …長野県（18.2%）より高い。 ・1号認定者（65歳以上）の約半数が要介護3以上。 ・要介護3以上の4割が「脳血管疾患」
医療	後期高齢	医療費は非常に低い（県内 48 位/77 市町村中）
	国保	医療費は非常に低い（県内 48 位/77 市町村中） 高血圧・脂質異常症にかかる医療費の割合が高い。
健診受診率		特定健診受診率 51.2%（県内 34 位） …国の目標 60%に届かない 特定保健指導実施率 74.6%（県内 31 位）
出生		出生率 3.6%（出生千人あたり） …長野県（6.3%）と比べ非常に低い。 2,500g 未満の低出生体重児の割合が高い傾向。

【分野毎の目標と対策（主要な目標を抜粋して掲載）】

国との現状値と比較して、町の課題となる項目 ▲ 前計画（第二次）より悪化 ○ 前計画より改善

分野		目標				今後の対策		
		項目	現状値 (R3)		目標値 (R15)			
生活習慣病の発症・重症化予防	がん	年齢調整死亡率の減少		112.5	減少傾向へ	●発症予防 子宮頸がん予防ワクチン接種 肝炎ウイルス検査 ●がん検診受診率向上 個別勧奨や広報等での周知 健康ポイントの付与 ●がん患者等の社会的な問題への対策 アピアランスケア助成事業		
		がん検診受診率の向上(40～69歳)						
		・胃がん	男性 女性	23.3% 15.9%	▲ ▲		60%	
		・肺がん	男性 女性	23.8% 40.4%	▲ ▲			
		・大腸がん	男性 女性	25.4% 37.6%	▲ ▲			
		・子宮頸がん	女性	36.4%	▲			
		・乳がん	女性	59.7%	○			
	循環器疾患	脳血管疾患年齢調整死亡率の減少	男性 女性	63.3 49.6	○ ○	現状維持または減少	●特定健診受診率の向上 夕方・休日健診 セット健診(がん検診と同日受診)の実施 診療情報提供(かかりつけ病院での受診) 健康ポイントの付与 ●循環器疾患発症および重症化予防 ●糖尿病発症および重症化予防 健診結果から自覚症状では分からない血管の傷み(動脈硬化)の将来予測を踏まえた、1人1人の健康づくりをサポートします。	
		心疾患年齢調整死亡率の減少	男性 女性	142.1 93.8	○ ○			
		高血圧の改善		25.7%	▲	減少		
		脂質異常症の減少	男性 女性	7.9% 10.0%	▲ ▲	現状維持または減少		
		メタリックシンドローム予備群・該当者の減少	減少率	12.8%	▲	25%		
		特定健診受診率		51.2%	▲	60%		
		特定保健指導実施率		74.6%	▲	80%		
	糖尿病	糖尿病性腎症による新規透析減少		1人	▲	現状維持		
		血糖コントロール不良者の割合の減少		0.6%	—	現状維持または減少		
生活習慣・社会環境の改善	栄養・食生活	適正体重を維持している者の増加		82.5%		現状維持または減少	●妊娠期・出生時からの生活習慣病予防 ●食塩摂取量の減少に向けた取組 尿中塩分測定の実施、減塩の食環境整備	
		低出生体重児の割合の減少		13.2%	▲	減少		
		肥満傾向にある子どもの割合の減少	全体	9.7%	▲	全体9.0%		
	身体活動・運動	運動習慣者の割合の増加	総数	27.8%		40%	●個人の健康状態に応じた運動指導 ●ロコモティブシンドロームの普及・啓発	
		20～64歳	男性 女性	22.1% 19.9%	○ ○	30%		
		65歳以上	男性 女性	33.5% 29.7%	▲ ○	50%		
	飲酒	生活習慣病リスクを高める量の飲酒者	総数	11.6%		9.0%	●飲酒・喫煙リスクに関する教育・啓発 ●適度な飲酒・禁煙への個別指導	
	喫煙	喫煙率の減少		14.0%	○	現状維持または減少		
	休養・睡眠	睡眠による休養を十分とれている割合		83.4%	○	現状維持または減少	●睡眠と休養に関する実態の把握	
	歯・口腔の健康	3歳児でう蝕がない者の割合の増加		93.0%	○	現状維持または減少	●ライフステージに応じた歯科検診と 歯科保健指導の実施	
		12歳児の1人平均う歯数の減少		0.7本	○	現状維持または減少		
		歯科検診受診者の増加		5.5%		10%		
最終目標		健康寿命の延伸 (平均自立期間)	男性 女性	81.1 84.0		平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加		

※計画の全文は町ホームページに掲載していますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。

健康福祉課 健康づくり支援係 ☎33-3116

知って得する！

補助金リスト



【未来創造課】

各補助金等の詳細、申請方法等は担当係へお問い合わせください。

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
地域発元気づくり支援金 【県からの支援金】	公共的活動または地域の活性化に資する活動を営む団体に、地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して支援金を交付	下限300,000円 ハード事業：2/3以内(重点テーマの場合3/4以内) ソフト事業：3/4以内(重点テーマの場合4/5以内)	地域創造係 ☎ 33-3113
コミュニティ助成事業補助金	区・組などの団体またはコミュニティ組織、地域の自主防災組織等の事業に対し補助金を交付	1,000,000~2,500,000円 ※一般コミュニティ助成事業の場合	
地域活性化事業支援補助金	区等が行う新たな地域づくり事業に要する経費(人件費を除く)を補助	区：9/10以内450,000円上限 団体：7/10以内270,000円上限	
人づくり研修事業補助金	地域振興を目的に、個人は3日以上、7名以上で構成する団体は5日以上各種研修に必要な経費の50%を補助	個人：200,000円上限 団体：800,000円上限	
克雪対策小型除雪機械購入費補助金	居住する住宅敷地の除排雪に使用するための小型除雪機械および農耕用機械に接続するアタッチメントの購入に対する補助	取得費用300,000円以上(消費税等除く) 補助率1/4以内、上限150,000円	
起業チャレンジ支援事業補助金(6月から)	町内で起業する方を対象に事業所開設等に係る経費に対し補助金を交付	事業所等開設支援：対象経費の1/2以内(上限700,000円) 経営支援：対象経費の1/2以内(上限300,000円)	
協働のまちづくり推進事業支援補助金	区等が行うまちづくり推進、コミュニティ推進、地域防災推進、そのほか地域の課題を解決するために行う事業に対して補助 ただし、ハード事業は対象外	1事業上限300,000円	
テレワークオフィス開設支援事業補助金	町外企業等が町内の空き家等を活用して新たにテレワークを実施するためのオフィスを開設するための経費に補助	空き家等の購入・改修または備品購入等経費の1/2以内(上限400,000円) 空き家等および駐車場賃借料の1/2以内(月額30,000円上限、最長3年) 通信回線・通信機器使用料の1/2以内(月額20,000円上限、最長3年)	
分譲地造成支援補助金	分譲地造成工事に係る実費用の一部を補助	分譲地1区画あたり 100万円 開発道路1mあたり 5,000円 1事業あたり上限 500万円	
アパート建設支援補助金	アパート建設工事に係る実費用の一部を補助	アパート1部屋あたり 100万円 1棟あたり上限 500万円	
再生可能エネルギー利用設備設置費補助金	再生可能エネルギー利用設備の設置に係る経費に補助	1. 太陽光発電設備(個人) 太陽電池の最大出力1kwあたり30,000円(150,000円上限) 2. 蓄電設備(個人) 対象経費の10分の1以内の額(100,000円上限) 3. 温泉熱利用設備 ① 温泉利用事業所において、温泉熱を熱源として熱交換を行い、暖房、給湯又は融雪等に利用する設備(事業者) ② 温泉引湯住宅において、温泉熱を熱源として熱交換を行い、暖房、給湯又は融雪等に利用する設備(個人) 対象経費の1/3以内の額(100,000円上限) 4. 太陽熱利用設備(個人) 対象経費の1/5以内の額(50,000円上限) 5. 地中熱利用設備(個人) 対象経費の1/5以内の額(300,000円上限)	

【未来創造課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
若者定住促進マイホーム取得等補助金	町内在住の45歳以下の者が住宅ローン（500万円以上）を利用して、住宅の新築・購入・増改築を行う場合に、補助金を交付 (注) 事前申込が必要です。	新築・建売住宅、増改築：借入金 ^① の5%以内（上限500,000円） 中古住宅：借入金 ^② の10%以内（上限300,000円） ※加算金（最大1,000,000円）あり	移住国際 交流係 ☎ 33-3113
若者定住促進家賃補助金	町内に住所を有する結婚3年以内で夫婦の合計年齢が80歳以下、かつ夫婦の年齢がいずれも45歳以下の夫婦に、アパート等家賃の一部を補助 ※所得要件あり	①月額23,000円以下 家賃等から12,000円を控除した額 ②月額23,000円越 家賃等から23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額（上限27,000円）	
移住促進家賃補助金	移住を希望する50歳以下の方の町内民間家賃住宅等（社宅等は除く）の家賃の一部を補助	同 上	
空き家活用改修等補助金	町内に移住を希望する方が、空き家を購入し改修を行った場合、改修工事に係る経費に対し補助金を交付	対象経費の1/2以内（上限100,000円）	
若者U・I・Jターン等奨学金返還支援補助金	大学等に進学し、奨学金の貸与を受け、卒業後町に定住し、初年度申請日において満30歳未満の就労等に行っている方に返還金の一部を補助	補助申請の前年度返還した金額の1/3（上限100,000円）町内に就労等した場合は、前年度中返還した金額の1/2（上限150,000円）	
UIJターン就業・創業移住支援金	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、から移住かつ就業した方（テレワークを含む）または長野県の創業支援金の交付決定を受け移住した方に支援	単身の世帯 600,000円 2人以上の世帯 1,000,000円 18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき、1,000,000円を加算	

【建設水道課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
景観づくり事業補助金	景観づくり住民協定または景観協定に向けた景観づくり団体活動に対する調査費用	上限 50,000円（3年間に限る）	景観維持係 ☎ 33-3114
	景観づくり住民協定を締結した協定地区および協定者が実施する景観づくり事業等に対する補助	協定者、協定地区が取り組む事業により異なる	
耐震改修促進事業補助金	【耐震診断】 昭和56年5月31日以前に着手した建築物のうち、住宅、ホテル・旅館に対する町 の要綱に定める耐震診断事業補助	木造住宅： 全額公費負担 非木造住宅： 補助対象経費の 2/3 以内、 限度額 90,000 円 ホテル・旅館： 基準額の 2/3 以内	計画監理係 ☎ 33-3114
	【耐震改修】 住宅、避難施設、ホテル・旅館に対し、上記で実施した耐震診断の結果、耐震改修または住宅において除却が必要と判断され、一定基準を満たす工事を実施する場合に補助	住 宅： 補助対象経費の 4/5 以内、 限度額 1,000,000 円 住宅（除却）： 補助対象経費の 1/2 以内、 限度額 83.8 万円 避難施 設： 限度額 20,000,000 万円 ホテル・旅館： 限度額 3,000,000 万円 （大規模を除く）	
老朽危険空家等除却費補助金	町内に存する老朽危険空家等（住宅）の解体に係る経費に対して補助	補助対象経費の1/2以内、限度額 500,000円	
克雪住宅普及促進事業補助金	雪下ろしによる負担の軽減及び危険防止を図るため、町内業者を利用して住宅の屋根の克雪住宅化工事を行う場合に補助金を交付	融雪型： 1/5 以内上限 750,000 円 （1/4 以内上限 900,000 円） 自然落雪型： 1/5 以内上限 600,000 円 （1/4 以内上限 700,000 円） 雪下ろし型： 1/2 以内上限 80,000 円	
合併処理浄化槽設置事業補助金	町が定めた浄化槽処理区域において、町に居住する個人住宅の浄化槽設置工事に対して補助	5人槽：390,000円以内 7人槽：474,000円以内 10人槽：660,000円以内	上下水 道係 ☎ 33-3114
町民が進める町道除雪補助金	区・組等が行う町道の除雪に対し、燃料費等を補助	除雪機械ごとに算出	建設係 ☎ 33-3114

知って得する！補助金リスト

【こども未来課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
小中学校卒業祝金	小学校および中学校を卒業する児童・生徒に卒業祝金を支給	小学校卒業：20,000円 中学校卒業：30,000円	学校教育係 ☎ 33-1102
就学援助費 (要保護・準要保護援助費)	小・中学校に在籍し、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者の方に、学用品費、給食費などを援助	学用品費、学校給食費、修学旅行費等、基準額を限度に支給	
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の方に、収入状況などにより就学奨励費を支給	学用品費、学校給食費、修学旅行費等、基準額を限度に支給	
奨学資金貸付制度	高校生から大学生(専門学校生、短大生を含む)を対象に、奨学資金を貸し付け、さらに町に戻ってくる大学生等に対して償還の一部を免除	高校生：30,000円/月以内 専門学校・短大生等：55,000円/月以内 大学生：60,000円/月以内 (国公立・私立、自宅・自宅外等の条件により貸与限度額が変動)	
高校生通学定期券購入費補助金	鉄道および路線バスを利用し町内から通学する高校生の保護者に通学定期運賃の一部を補助	通学定期運賃の20%以内(100円未満の端数切捨)	
児童手当	中学校卒業までの児童を養育している方に支給(10月認定、12月支給分から制度拡充予定)	1人 5,000～15,000円/月 (年齢・所得要件等あり) (10月認定、12月支給分から制度拡充予定)	こども家庭支援係 ☎ 33-1102
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を別に行っている18歳到達の年度末までの児童(重・中度の心身障がい児は20歳)を監護している父・母や、父・母に代わって養育している方に支給	1人目上限 45,500円/月 2人目加算上限 10,250円/月 3人目以降1人につき加算上限 6,450円/月(所得要件等あり)	
特別児童扶養手当	心身に障がいのある20歳未満の在宅の児童を監護している父母または養育者に支給	1級 55,350円/月 2級 36,860円/月(所得制限あり)	
出産・育児祝金 育児支援金	令和3年4月1日以後に出生した子どもを養育する父または母で、子どもの出生時および基準日時点において、町に居住し、子どもの出生後も子どもとともに引き続き定住する意思がある方に支給	【第1子】 出生時祝金：100,000円 【第2子】 出生時祝金：100,000円 支援金：出生の翌年から小学校入学前まで毎年100,000円(上限600,000円) 【第3子】 出生時祝金：300,000円 支援金：出生の翌年から小学校入学前まで毎年300,000円(上限1,800,000円)	

【住民税務課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
ごみ処理容器等設置事業補助金	生ごみ処理機および容器(コンポスト)購入費の一部を補助	1世帯につき1基 電動式：購入費の2/3以内(上限50,000円) 容器：購入の1/2以内(上限5,000円)	住民環境係 ☎ 33-3118
資源回収報奨金	資源物の回収を実施した団体に交付	取引量1kgにつき5円	
猫繁殖制限手術助成費	飼い猫又は飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する経費の一部を補助(申請者は町内在住者に限る)	不妊手術：1回5,000円 去勢手術：1回3,000円 飼い猫は1世帯につき不妊又は去勢手術のいずれか年1回を限度	

【危機管理課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
自主防災組織補助金	各区等が組織する自主防災組織に対し、防災資機材の購入および防災知識の啓発活動に関する経費の一部を補助	資機材：購入に要した実支出額の1/2（上限30,000円） 啓発活動：防災に関する資料作成または防災士資格の取得に要した実支出額（上限30,000円）	危機管理係 ☎ 33-3115
防犯灯設置補助金	地域内に区等が設置する防犯灯の新設およびLED器具への交換に対する費用の1/2を補助	500,000 円上限	
特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助	特殊詐欺対策機能を備えた電話機本体、装置または特殊詐欺対策サービス工事費用等の1/2を補助（対象は65歳以上の者のみで構成された世帯）	5,000 円上限	
自転車用ヘルメット購入費補助金	自転車用ヘルメットを購入するための補助	購入費の1/2（上限2,000円） 新品で令和5年4月1日以降に購入し、安全基準適合認証のあるもの	

【産業振興課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
空き家等再生事業補助金	商店街団体および事業者等が実施する空き家等再生事業の、建物改修費および賃借料に対し補助	【改修】 空き家：2,500,000円上限（1回限り） 休眠スペース：1,000,000円上限（1回限り） 【貸借】 年600,000円上限（最長3年） ※休眠スペースは家賃補助なし	観光商工係 ☎ 33-1107
中小企業融資保証料補給金	町・県の中小企業融資を利用された方の保証料の一部または全部を補給	【町制度資金】 一般資金・創業支援資金：4/5（1/5利用者負担） 経営安定活力資金・小企業特別小口資金：全額 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用しない場合 【県制度資金】（一部を除く） 県2/5、町2/5の計4/5を補給 ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用しない場合	
町中小企業融資利子補給金	町中小企業融資を利用された方に対し利子の一部を補給	一般資金・創業支援資金・小企業特別小口資金・経営安定活力資金：借入利率の1%を最終償還まで補給	
キャッシュレス決済等導入補助金	キャッシュレス決済を導入する町内事業者に対し導入費の一部を補助（対象期間：令和7年2月29日まで）	1事業者につき30,000円上限（1回限り）	
インバウンドセールスコール支援事業補助金	インバウンド誘客促進を図るため、海外で開催される商談会・イベント・セールス等を行う者に対し渡航運賃および宿泊費の一部を補助（3名以上を1グループとした単位）	1名につき200,000円上限または1/2（1回限り）	
志賀高原ユネスコエコパーク活動支援補助金	志賀高原ユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、自然環境、生物多様性の保護・保全などの活動経費の一部を補助	1事業主体あたり事業費の2/3以内の額（100,000円を超える場合は100,000円）	国立公園係 ☎ 33-1107

知って得する！補助金リスト

【産業振興課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
電気柵購入費補助金	獣害による農作物被害を防止するために導入する電気柵の購入費用に補助	電気柵購入費用の85%以内、ただし170,000円上限（本年度申請受付は終了しました）	耕地林務係 ☎ 33-1107
鳥獣被害対策環境整備補助金	鳥獣被害対策として、耕作放棄地の刈り払いや放任果樹の除伐をした際の経費に対し補助	一団体あたり上限50,000円	
有害獣駆除免許取得者補助金	有害獣駆除に従事する狩猟免許（網・わなに限る）を年度内に取得された方に補助	初回に限り10,000円	
	有害鳥獣駆除に携わる新規銃猟登録者に対しての補助	初回に限り30,000円	
小規模田直し事業補助金	小規模で不整形な農地を3a以上の区画に拡大する工事に對し、工事費の1/3を補助（右欄上限）	3a以上10a未満 50,000円 10a以上20a未満 100,000円 20a以上30a未満 150,000円 30a以上 200,000円 暗渠排水1m当たり230円 （10aあたり100mを上限）	
ペレットストーブ等設置事業補助金	ペレットストーブ設置（新品本体購入費）に對し補助（長野県産木質ペレット安定取引協定を締結すること（年間800kg））	100,000円	農業振興係 ☎ 33-1107
農業経営雇用促進事業補助金	農業経営体の規模拡大と経営安定維持、また労働力確保のために雇用する雇用の賃金を補助	対象経費の積算により求めた額の25%以内（新規就農者・認定農業者・認定新規就農者は40%以内）	
農業機械導入支援事業補助金	農業用機械を購入する農業者（個人利用）および農業者団体（共同利用）に補助 ※認定農業者等の場合は加算金あり	事業費は200,000円以上を補助対象とし3/10以内で事業区分に応じた額（本年度申請受付は終了しました）	
ブランド農業生産振興対策事業補助金	優良品種の早期産地化、地域ブランド生産販売推進等に必要経費に補助	事業費の1/4以内を補助（事業費10,000,000円を上限）	
元気出せ！活かせ遊休農地復活事業補助金	利用権設定（賃借）された遊休農地復活に必要な経費に對し補助	補助対象経費の2/3以内、ただし10aあたり200,000円上限	
農地流動化補助金	利用権設定や農地法の手続きによりあらたに農地を賃借された農家へ補助金を交付	10aあたり上限15,000円 （認定農業者の場合10aあたり上限30,000円）	
がんばる農業応援資金利子助成金	農業経営の近代化や規模拡大、運転資金等経営に関する資金をJAながの志賀高原ブロックから借入した場合、町とJAで利子助成	補助率：基準金利のうち、町0.9%・JA0.9%（実質負担利率0.15%）	
がんばる農業就農奨励金	町内に新たに就農した担い手に就農奨励金を交付	100,000円を1回限り （条件により50,000円） 1ターン就農者は条件により200,000円を1回限り	
新規就農者育成総合対策経営開始型事業実施主体：町	新規参入・親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）に対する経営発展の支援として取組計画を採択された認定新規就農者に対し交付	年間1,500,000円（最長3年間） ※前年の世帯収入が原則600万円未満の方が対象	
6次産業化チャレンジ支援事業補助金	農業者が、生産した農産物を自らが加工し販売するための商品開発等の経費に對し補助	補助対象経費の1/2以内（委託料の補助対象経費に占める割合は1/3以内） 商品開発支援：上限200,000円 販路拡大支援：上限300,000円	

【消防課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
高齢者等への住宅用火災警報器補助金	高齢者等を対象に住宅用火災警報器の購入に對する補助金制度	購入に要した費用1/2の額か10,000円のいずれか低い額	消防係 ☎ 33-3119

【健康福祉課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金	要介護高齢者が生活する住宅のバリアフリー化など大規模改修に係る費用の一部を補助	630,000円上限（所得要件等あり）	介護支援係 ☎ 33-8412

【健康福祉課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
福祉医療費給付金	満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの子ども、障がい者等、母子父子家庭等の医療費の自己負担額の一部を支給	保険内診療自己負担分から受益者負担金 (500 円) を控除した額 子ども (障がい児・ひとり親家庭の子どもを含む) については、窓口負担無料で医療を受けることができる	医療保険係 ☎ 33-3116
高額療養費給付金	後期高齢者医療保険および国民健康保険加入者の高額療養費を支給	限度額を超える自己負担額	
人間ドック等助成金	後期高齢者医療保険および国民健康保険加入者の人間ドック費用 (病院等) に助成 (受診前に申請が必要) にかかった費用の 1/2 以内で右欄が上限※国民健康保険は 30 歳以上の被保険者	1 泊 : 25,000 円以内 日帰り : 15,000 円以内 脳ドック : 15,000 円以内 肺がんドック : 5,000 円以内	
不妊及び不育症治療補助金	不妊および不育症治療を行っている夫婦に、保険診療一部負担金および保険適用外医療費を補助	300,000 円上限 / 1 治療 (申請前要相談)	健康づくり支援係 ☎ 33-3116
未熟児養育医療給付金	出生時の体重が 2,000g 以下であるなど、身体の発育が未熟なまま生まれたため、医師が入院を必要と認めた子どもの医療費の一部を負担	総医療費のうち保険負担分を差し引いた自己負担分の一部 (所得要件等あり)	
新生児聴覚検査費用補助金	出生後初めて実施する新生児聴覚検査費用の一部を補助	7,500 円上限	
子どもインフルエンザ予防接種費用補助金	生後 6 か月～中学 3 年生 (15 歳以下) の子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を補助	1 回あたり 2,000 円 (2,000 円を差し引いた金額で接種できる)	
骨髄バンクドナー助成金	骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、ドナーおよびドナーが勤務する事業所に対し補助	ドナー : 20,000 円 / 日 事業所 : 10,000 円 / 日 (ドナー・事業者とも 10 日上限)	
造血細胞移植後のワクチン再接種助成事業補助金	小児がんなどの治療を目的とした造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種ワクチンによる免疫消失で、ワクチン再接種が必要とされる 20 歳未満の者に対し、再接種費用を補助	医療機関に支払った予防接種費用で、長野県医師会と契約した委託単価を上限	
出産・子育て応援給付金	妊娠期から出産・子育てまで切れ目ない支援と合わせ、経済支援を図るため、応援給付金を補助	妊娠届出時 : 50,000 円 出産後 2 か月目の家庭訪問後 : 50,000 円	
アピアランスケア助成事業	がん治療に伴い購入した医療用補装具へ一部を補助	助成対象経費の 1/2 (上限 20,000 円)	
人工透析患者通院費補助金	人工透析患者の通院費の一部を補助	2,000 円 / 月	福祉係 ☎ 33-3116
高齢者いきいき交流事業	年 3 回以上活動する 65 歳以上の方を主体とした 10 人以上の団体が、町内の温泉旅館や飲食店等を利用した費用の一部を助成	1 人 1,000 円 / 年 1 回	
福祉乗物補助券給付事業	重度心身障がい者、高齢者および運転経歴証明書をお持ちの高齢者に対し、公共交通機関の料金の一部を補助	100 円券を月 10 枚 (年間 120 枚まで) (年齢・所得要件等あり)	
障がい者にやさしい住宅改良促進事業補助金	障がい者が生活する住宅のバリアフリー化などに係る改修費の一部を補助	630,000 円上限 (所得要件等あり)	
結婚新生活支援事業補助金	新婚世帯の住居の購入費、賃料、引っ越し費用等の一部を補助	600,000 円上限 (年齢・所得要件等あり)	

町の慶弔録

令和6年4月1日から4月30日までに町に掲載希望の届け出があったものです。
(届け出による記載、敬称略)

おくやみ

氏 名	享 年	地 区
こごい じろう 小古井 次郎	83	渋
ほさか シズエ 保坂 シズエ	95	中須賀川
しもた しづえ 下田 志づ枝	93	湯田中
こばやし いつお 小林 逸夫	74	杓野
すのほら えいこ 春原 榮子	82	弥勒
やまもと ちよこ 山本 千代子	86	上条
こばやし としのぶ 小林 敏延	63	安代
たきざわ いずみ 滝澤 泉	93	佐野
たきざわ フサ子 滝澤 フサ子	96	上条
おおい ケサオ 大井 ケサオ	95	宇木
やまざき ふ志の 山崎 ふ志の	98	宇木
たむら よしろう 田村 芳郎	89	湯田中
おおつか つぎこ 大塚 つぎこ	88	上条
ふせや つたえ 布施谷 傳	97	下須賀川

婚姻

氏 名	地 区
なかじま かずき 中嶋 一樹 わたなべ さおり 渡邊 早織	長野市 本郷

出生

氏 名	保護者	地 区
たけうち ひなた 竹内 暖大	優 亜津沙	佐野
ほりごめ 結友 堀米 結友	光男 尋子	本郷
さかくち すい 坂口 翠生	健太 怜奈	湯田中

お知らせ

入札結果(4月分)

委託購入関係

入札執行日 または 落札決定日	委 託 ・ 購 入 等	落札者	落札額	担当課
R6.4.23	令和6年度 公用車リース(普通自動車)	八十二オートリース(株)	27,300円	総務課



蟻川図書館
おすすめの本

一般書

『どう乗り越える？小学生の壁』

高祖常子著 風鳴舎

小学生の子どもとその親が直面する「小学生の壁」の対処法を解き明かす！令和の親子向け子育て実用書。

『ようこそ、ヒュナム洞書店へ』

ファン・ボルム著 牧野美加訳 集英社

それぞれの悩みを抱えたふつうの人々が、今日もヒュナム洞書店で出会う。新米女性店主と店に集う人々の、本とささやかな毎日を描く。

二〇二四年本屋大賞翻訳小説部門第1位。

児童書

『空のひみつがぜんぶわかる！最高にすごい天気図鑑』

荒木健太郎著 KADOKAWA

おもしろくてためになる、天気にもつわる知識を、図解やイラスト、写真をふんだんに使って詳しく紹介。(小学生から)



『もったいないばあさんのおばあちゃん』

真珠まりこ著 講談社

大切にされてきた日本の心を未来に伝えるために、読んでほしい本。

(3〜6歳以上)

※詳しくは蟻川図書館ホームページ「新刊案内」「利用の手続」をご覧ください。



人口5.1現在 (住民基本台帳)

11,233人
男 5,485人
女 5,748人
前月比 -50人

5,013世帯
前月比 -26世帯

気象 4月 ()は過去5年間の平均

平均気温 12.6℃
(9.6℃)
最高気温 27.6℃
最低気温 -0.4℃
降水量 66.0mm
(61.4mm)
平均日照時間 4時間18分
(4時間30分)

国保加入者一人 当たり支払った 医療費 3月

26,212円
前年比 -26.91%

交通事故4月 ()は1月からの累計

件数 1件 (5)
死者 0人 (0)
傷者 1人 (6)
※累計は変動します

119番情報4月 ()は1月からの累計

火災 0件 (0)
救急 69件 (528)
救助 1件 (5)

『広報伝言板』 『ホームページ』も ご覧ください

町からのお知らせ、イベント・講演会の開催、参加者等募集などは、月2回(10日頃と25日頃)発行の『広報伝言板』をご覧ください。

<https://www.town.yamanouchi.nagano.jp/soshiki/kikaku/gyomu/koho/koho/koho.yamanouchi/764.html>

相談

いろいろな暴力についての相談

夫やパートナーから身体的な暴力、ことばや態度による暴力等でお悩みの方はご相談ください。

☎生涯学習課人権政策室 ☎38-0373
長野県女性相談センター
☎026-235-5710

心配ごと相談

6月14日(金) 9:00～12:00

土地、財産、行政への要望など、どのようなことでもお気軽にご相談ください。相談無料、秘密は固く守られます。なお、相談を希望される方は、事前予約をお願いします。

場所 地域福祉センター健康相談室
☎健康福祉課介護支援係 ☎33-8411

保健衛生だより

☎健康福祉課健康づくり支援係 ☎33-3116

●健康相談 健康づくり支援係窓口

毎週月曜日 9:00～12:00 全町民対象

●乳幼児健康診査 保健センター

6/4(火)	3歳児	12:30～13:00(受付)
6/14(金)	3・4か月児、7・8か月児	13:00～13:15(受付)

●子育て相談室

母子コーディネーター・栄養士による個別相談です。
※事前予約制です。健康づくり支援係までお問い合わせください。

●もぐもぐ教室 保健センター

6/26(水) 9:30～10:00(受付)
※事前予約制です。健康づくり支援係までお問い合わせください。

●胃・大腸がん検診 すがかわふれあいセンター (旧北小学校)

6/25(火) 6:45～8:30
※大腸がん検診のみは7:00～9:00

●乳房・マンモグラフィ検診

6/18(火) 文化センター
6/27(木) 保健センター
受付時間 8:50～11:00
12:50～14:00

※令和6年度は東部地区が対象です。
※事前予約制です。健康づくり支援係までお問い合わせください。

●骨検診 保健センター

6/20(木) 9:00～11:20
※事前予約制です。健康づくり支援係までお問い合わせください。

●特定健診

6/5(水) 和合会館
9:00～10:30、13:00～14:00
6/25(火) すがかわふれあいセンター
9:00～10:30、13:00～14:00

●中高医師会 休日診療所

中野保健センター内(信州中野駅前) ☎23-2255
9:00～12:00、13:30～17:00

6/2(日)	飯田医師	6/9(日)	片桐医師
6/16(日)	須藤医師	6/23(日)	渡辺医師
6/30(日)	市川医院		

※当番医師は、変更になる場合があります。

食生活改善推進協議会から、そばのアレンジ料理です。

料理タイトル

ネバネバ そばサラダ

<材料>(4人分)

そば(乾麺) 60g
長いも 200g
なめこ 60g
オクラ 20g
万能ねぎ 20g
濃縮めんつゆ 大さじ4
水 大さじ3

作り方

- ①そばは半分に折ってゆで、冷水で洗い、水気をきる。
オクラは塩でこすってからゆでて輪切りにする。万能ねぎは小口切りにする。
- ②ゆでたそばを皿に盛り付け、長いも、なめこ、オクラをのせる。
めんつゆは希釈せずに横から注ぐ。

表示分量(1人分): エネルギー106kcal たんぱく質 4.5g 脂質 0.5g
食塩相当量 1.8g

食生活改善推進協議会 考案レシピ

めんつゆは、“減塩タイプ”
を使ってお塩を控えめにす
るのもよいです。





4/13 宇木古代桜まつり開催



今年も宇木の古代桜が見事に咲き誇り、恒例となった桜まつりが宇木区民会館で開催されました。きのこ汁が振る舞われるなど、訪れた方々は季節の味を楽しんでいました。

4/23 雪の回廊ウォーキングを開催



志賀草津高原ルート・雪の回廊ウォーキングを開催しました。参加者は3つのコースに分かれ、今年は残雪が少ない中でしたが、日本国道最高地点からの眺望や雪の回廊を楽しんでいました。

4/24 渋温泉 古久屋・小根澤さんより
温泉たまご売上金を寄附いただきました

渋温泉古久屋の小根澤さんより、温泉たまごの売上金の一部を福祉事業に役立ててほしいと寄附いただきました。大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

4/30 作家 森泉智哉さんから
サインペンをお贈りいただきました

志賀高原口マン美術館 2023 年秋季企画展の作家である森泉智哉さんから、町内の子ども達宛にサインペンをお贈りいただきました。作家の子ども達に美術に親しんでもらいたいとの思いから実現したものです。小中学校と保育園に届けます。

4/27 第33回長野県市町村対抗駅伝競争大会
第19回長野県市町村対抗小学生駅伝競争大会

松本平広域公園やまびこドーム周辺にて第33回長野県市町村対抗駅伝競争大会及び第19回長野県市町村対抗小学生駅伝競争大会が開催されました。一般の部では、過去最高順位となる総合12位・町の部2位と健闘しました。

5/1 竹節義孝氏が旭日小綬章を受章



春の叙勲 知事伝達式が長野県庁で行われ、竹節義孝前町長が県知事より勲記、勲章を受章されました。竹節さんは「皆様の支えがあったから受章できた」と感謝を述べられました。